

第2節 施策の体系

本計画における自殺対策は、大きく4つの施策群で構成されています。次の4つの施策群が相互に連携して自殺対策を推進します。

1つ目は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施されることが望ましいとされている取り組みである「基本施策」です。

2つ目は、本市における自殺対策の特徴を踏まえ、また、本市が積極的に推進すべき取り組みである「重点施策」です。

3つ目は、本市の自殺対策に資する庁内の取り組みをまとめた「庁内における生きる支援関連施策」です。

4つ目は、自殺対策基本法が制定された平成18年に発足した、横須賀市自殺対策推進協議会と連携してきた取り組みである「地域における生きる支援関連施策」です。

施策の体系	
基本方針 6つの柱	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生きる支援・つながるまち よこすか ～誰も一人にさせないまちの実現～
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生きることの包括的な支援としての対策の推進 (2) 関連施策との連携を強化した全庁的な取組の推進 (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動 (4) 実践と啓発を両輪として推進 (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 (6) 自殺者等の名義および生活の平穩への配慮
基本施策	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域や庁内におけるネットワークの強化 (2) 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> (1) さまざまな職種を対象とする研修 (2) 市民を対象とする研修 (3) 学校教育・社会教育に関わる人材の育成 3 市民への啓発と周知 <ul style="list-style-type: none"> (1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用 (2) 市民向け講演会・イベント等の開催 (3) メディアを活用した啓発 4 生きることの促進要因への支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 居場所づくり (2) 生きづらさを抱えている、抱える可能性のある人への支援 (3) 遺された人への支援 5 S05の出し方に関する教育の実施
	<ul style="list-style-type: none"> 1 子ども・若者向け自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども・若者の自殺予防に資する相談支援と情報発信の推進 (2) 児童・生徒等に対する学校等でのレポートの推進 (3) 子ども・若者の個別の生きづらさに対応した支援の推進 (4) 地域の力を生かす子ども・若者の命を守る支援の推進 2 妊娠・出産に関わるメンタルヘルス支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊産婦とその家族への子育てサービスの情報提供と支援 (2) 安心して妊娠・出産・子育てができるような支援 (3) 周産期における支援者間連携の推進 3 高齢者の自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 包括的な支援のための連携の推進 (2) 高齢者の健康不安に対する支援 (3) 要介護者および介護者への支援 (4) 高齢者の生きがいづくりや社会参加の強化と孤独・孤立の防止 (5) 高齢者を支える人材の育成 4 生活困難者自立支援事業等と自殺対策との連動性の向上 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活等の自立支援と、速やかに支援につなぐ取り組みの充実 (2) 生活問題に関する連携・ネットワークの強化 5 勤務問題に関わる自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 (2) 勤務問題や中小企業の相談窓口の啓発 6 自殺未遂者支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自殺未遂者に対する取り組みの充実 (2) 自殺未遂者支援に関する連携・ネットワークの強化 (3) 自殺未遂者の統計分析
生きる支援関連施策	<ul style="list-style-type: none"> 1 庁内における生きる支援関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ① 一人にさせない支援 ② よりよい生活のための支援(給付等) ③ よりよい生活のための支援(サービス) ④ 情報発信、普及啓発 ⑤ 地域を担う人材の育成 ⑥ 生きる支援の輪づくり ⑦ 住みやすい街づくり 2 地域における生きる支援関連施策 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民一人ひとりの気づきを促す イ 自殺対策を支える人材の育成、資質向上 ウ 環境整備、こころの健康づくり推進 エ 精神保健福祉サービス提供 オ 地域における自殺リスクの低下を推進 カ 自殺未遂者の再発自殺企図の防止 キ 自死遺族、子ども・若者、労働者への自殺対策推進

※庁内とは、横須賀市役所内部の行政組織のことをいいます。

表3 国、神奈川県、横須賀市の自殺対策の取り組み

年度	国	神奈川県	横須賀市
平成30年 (2018年)	3月 自殺対策におけるSNS 相談事業ガイドラインの公表		3月 横須賀市自殺対策計画策定
平成31年/令和元年 (2019年)	6月 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究およびその成果の活用等の推進に関する法律成立(議員立法、9月施行) 2月 一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)を指定調査研究法人として指定(運営開始:令和2年4月1日)		7月 自殺対策推進協議会 12月 自殺対策推進課長会議 1月 自殺対策推進協議会 1月 自殺対策推進本部
令和2年 (2020年)	5月 JSCP「いのち支える自治体コンシェルジュ」開設 10月 JSCP「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」緊急レポート	<ul style="list-style-type: none"> ・X(旧 Twitter)等広告事業の掲載期間拡大 ・いのちのほっとライン@かながわ(LINE 相談) ・県庁全庁職員向けゲートキーパー研修 ・自殺予防週間期間の県庁舎ライトアップ ・(新型コロナウイルス感染症)軽症者等および医療従事者向けこころの電話相談 (令和2年5月20日～令和5年5月8日) 	4月 ほっとかん開所 7月 自殺対策推進協議会 9月 ゲートキーパー登録者へ相談強化の協力依頼 10月 自殺対策推進課長会議 10月 自殺予防に関する市長メッセージ発信 11月 自殺対策推進協議会 12月 広報よこすかに自殺対策推進協議会座長メッセージおよび横須賀こころの電話に関する記事掲載 1月 自殺対策推進本部
令和3年 (2021年)	12月 令和3年補正予算成立 1月 警察庁「自殺統計原案」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわこころの情報サイト ・心(旧こころ)のサポーター養成研修 	4月 障害者基幹相談支援センター設置 4月 日曜日・年末年始生活困窮相談窓口開設 7月 自殺対策推進協議会 12月 自殺対策推進課長会議 12月 市立小・中学校長・副校長向けゲートキーパー研修実施 2月 自殺対策推進本部 2月 自殺対策推進協議会 2月 LINE を活用した福祉相談窓口開設 3月 NPO 法人ライフリンクと協定締結
令和4年 (2022年)	10月 自殺総合対策大綱改定(閣議決定) 3月 政府3大臣が連名で知事および市町村長に自殺対策推進依頼メッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの電話相談の体制強化(24時間対応) ・薬局を通じたうつ病啓発活動 3月 「かながわ自殺対策計画(第2期)」策定 	4月 犯罪被害者等総合支援窓口設置 7月 自殺対策推進協議会 9月 「こころの健康に関する市民意識調査」実施 11月 自殺対策推進課長会議 2月 自殺対策推進本部 3月 自殺対策推進協議会 3月 NPO 法人あなたのいばしょと協定締結
令和5年 (2023年)	4月 こども家庭庁「自殺対策室」設置		6月 自殺対策推進協議会 10月 自殺対策推進協議会 12月 自殺対策推進課長会議 1月 自殺対策推進協議会 2月 自殺対策推進本部 3月 第2次横須賀市自殺対策計画策定